

健診・人間ドックにおける判定区分の

日本人間ドック・予防医療学会準拠対応についてのお知らせ

淳風会健康管理センターでは、法令・規則・各学会から出される基準値・ガイドライン等を参考にして適宜健康診断における判定の改定を行っております。

令和7年度（2025年度）から日本人間ドック学会の会告（2022年4月「会告―判定区分の改訂等について―」）に基づき健康診断、人間ドックの判定結果として表記される判定区分を変更いたします。

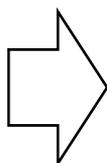
1. 判定区分の変更

<<変更前>>

判定コード	判定区分
A	異常なし
B	軽度異常
C	要経過観察
D	治療中
E	要再検査
G	要精密検査
H	要治療

<<変更後>>

判定コード	判定区分
A	異常なし
B	軽度異常
C	要再検査・生活改善
D	治療中
E	要再検査
G	要精密検査
H	要治療



※判定結果がC:「要再検査・生活改善」、E:「要再検査」となった場合は、健診結果報告書記載のコメントに明記された指示内容に従って検査をご受診くださいますようお願い申し上げます。

受診者の皆様には、医学的により適正な判定とするための変更とご理解いただきたくお願い申し上げます。

健康診断の結果については主治医（かかりつけ医）にご相談くださいますようお願い申し上げます。

以上